※ 農業集落農地動態調査 ※

鹿児島県日置郡郡山町中福良集落

阿 部 正 昭

1. 調査地・郡山町の概況

1）郡山町における農業構造

(1) 郡山町は鹿児島市の北西部に隣接しているが、交通事情の悪さと小丘陵と迫（シラス台地間の小さい谷あい）が入り組んでいて地形的に複雑で都市化の条件が悪く農地の宅地化という形では鹿児島市の急速な外延的拡大の影響を今日でもあまりうけていない。この点は、鹿児島市に隣接する姶良町の海岸沿いの地域や松元町・伊集院町のように鹿児島市の外延的拡大のため急速に都市化・ベッドタウン化しているところと、対照的である。また郡山町には1、2の小企業の進出があったのみで、いわゆる「農村工業化」の進展はほとんどみられない。このように郡山町は鹿児島市近接町村のうちでは、農村の都市化とそこへの企業進出の影響がもっとも小さい町村であるといってよいだろう。

とはいえ郡山町が日本経済の「高度成長」の影響外にあったわけではもちろんない。ここ十数年間に郡山町の農村の姿も農業の実態も大きく変化している。そしてこの変化をもっともよく表わしている集落の典型が調査集落の中福良であるといってよいだろう。中福良における戦争直後から今日までの農地移動の実態と農家の階層構成のうごきを分析する前提として、郡山町の農業構造をまず簡単に検討しておこう。

(2) 郡山町の総世帯数および総農家数は、表1にしめしたように、1960年、65年、70年と減少傾向にある。だが表からわかるように両者の減少テンポは異なっている。すなわち農家数は60→65年、65→70年とそれぞれ4％強づつ減少して10年間に8％強減少しているが、総世帯数は60→65年には農家数と同様に4％強減少したが、65→70年の減少率はわずかに0.5％にとどまった。10年間の総世帯数の減少率は5％弱であった。この結果、郡山町の農家世帯率は10年間に87％から84％へ微減した。

つぎに郡山町の総人口と農家人口の動向をみよう。農家人口・総人口ともに減少傾向が目立っている。すなわち農家人口は、60→65年で11％、65→70年で14％減少しており、10年間の減少率は24％弱となっている。農家人口は10年間に4人に1人の割合で減少したことになる。総人口は60→65年に9％、65→70年に11％減少しており、10年間の減少率は19％をこえている。総人口も10年間に5人に1人の割合で減少したことになる。この結果、郡山町の農家人口比率は10年間に95％から90％と減少している。

なお鹿児島県全体の60年から70年の10年間に総世帯数は9％弱増加したが、農家数は17％減少し

表1. 郡山町の世帯数、人口の動向

	項目	昭35	昭40	昭45	増減率 40／35	増減率 45／40	増減率 45／35
郡山町	A 総世帯数	2,245	2,148	2,138	− 4.3	− 0.5	− 4.8
	B 総人口	10,011	9,102	8,074	− 9.1	− 11.3	− 19.3
	C 農家数	1,954	1,862	1,793	− 4.5	− 4.0	− 8.2
	D 農家人口	9,462	8,390	7,229	− 11.3	− 13.8	− 23.6
	E 農家1戸当り世帯員数	4.8	4.5	4.0	／	／	／
鹿児島県計	A 総世帯数 (千)	470.3	489.5	511.8	4.1	4.6	8.8
	B 総人口 (千)	1,963.1	1,853.5	1,729.2	− 5.6	− 6.7	− 11.7
	C 農家数 (千)	274.3	248.3	226.7	− 9.5	− 8.7	− 17.3
	D 農家人口 (千)	1,293.7	1,082.9	881.9	− 16.3	− 18.6	− 31.6
	E 農家1戸当り世帯員数 (人)	4.7	4.7	3.9	／	／	／
郡山町	F 農家世帯率C／A×100 (%)	87	87	84	／	／	／
	G 農家人口率D／B×100 (%)	95	92	90	／	／	／
県	F 農家世帯数C／A×100 (%)	58	51	44	／	／	／
	G 農家人口率D／A×100 (%)	66	58	51	／	／	／

注、各年次センサスによる。

表2. 1970年郡山町経営耕地規模別農家数と構成比

		例外	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0～	計
実数	郡山町 (戸)	2	493	570	377	239	98	13	1	1,793
	郡山町 (%)	0.1	27.5	31.8	21.0	13.3	5.5	0.7	—	100.0
構成比	鹿児島県	0.2	29.4	19.9	14.7	14.8	13.0	5.1	2.9	100.0
	都府県	0.2	21.0	17.4	14.4	16.6	16.8	7.8	5.9	100.0

注、1970年センサス鹿児島県より作成。

た。同期に総人口は12%減少し、農家人口は実に32%減少している。この県のうごきに比べて郡山町のそれは総世帯数の点で逆の傾向をしめしているが、農家数と農家人口の減少率は県平均よりかなり小さいことに注目しておきたい。

郡山町におけるこのような農家数と農家人口の減少は、とうぜん農家の階層構成のかなりの変化をもたらしている。70年センサスによると郡山町の経営耕地規模別農家数は表2に示したとおりで、0.3 ha未満層が28%あり、0.5 ha未満層をとると60%となる。さらに0.7 ha未満層までとると、全農家数の80%以上の農家がここにはいる。一方1 ha以上の農家比率は6%にすぎない。この町の平均水田率は50%程度であることを考慮に入れると、この町の農業経営の平均規模は実に小さいものであることがわかる。この点は同じく表2に示した鹿児島県全体の農家の経営規模別構成比と比べてみればよりあきらかとなるだろう。このような農

家の経営規模の零細性は、60年から70年の10年間にむしろ進行している。表3はそれを示している。この10年間の構成比のうごきをみると0.3 ha未満層は6.3％、0.3～0.5 ha層は3.2％増加した反面、この町での中間層である0.5～1.0 ha層が7.1％、1.0～1.5 ha層が2.2％減少している。しかも1.5～2.0 ha層も0.3％減であり、2～3 ha層の増もわずかで、この町の中間層農家の全面的落層傾向をしめしている。この動向は、同じく表3に示した鹿児島県全体の農家の構成比の動向が、1 ha未満層で減少、1 ha以上層で増加という傾向をしめしていることに比べて対照的である。

郡山町の農家の経営規模のいちじるしい零細性は、農産物販売金額別農家数比率からみてもよくわかる。70年センサスによると、農産物販売農家数0の農家比率14％をふくめて、販売額5万円未満の農家比率は、実に49％に達している。20万円未満をとると、全農家の86％と、大部分の農家がこれに入る。100万円以上販売している農家は1％にも満たない。(注) センサスの農産物販売金額は過少に報告されているとしても、この数字の低さは、この町の農家の零細さをよく示しているといってよい。この数字でみる限り郡山町には農業だけで農家経済をまかないうる農家はほとんどないといっても大きな誤りはないだろう。郡山町では農家経済は他所以上に農外所得に依存しているのである。つぎにこの点をみておこう。

注、1970年センサスによると、郡山町1793農家のうち農産物販売額100万円以上の農家数は17戸であるが、それを販売金額第1位の部門別でみると、養豚9、養鶏3が主なものでその他は施設園芸・工芸作物、いねなどとなっている。

(3) つぎに郡山町の農家の農外依存の状況をみておこう。表4は郡山町の農家の兼業内容をみた

表3. 郡山町農家の階層構成比の変化
（1970～1960年）

(%)

	ha ～0.3	0.3 ～0.5	0.5 ～1.0	1.0 ～1.5	1.5 ～2.0	2.0 ～2.5	2.5 ～3.0	3.0～
郡山町	6.3	3.2	−7.1	−2.2	−0.3	0.1	0.1	−0.1
鹿児島県	−1.4	−0.7	−1.7	0.9	1.3	0.9	0.4	0.4

注、1960、70年センサスより作成。
〔階層別農家数構成比1970年分—同1960年分〕

表4. 郡山町と県の農家の兼業内容（1970）

(%)

		兼業比率	うち雇用Ⅰ兼	恒常職員	恒常賃労働	人夫日雇	出かせぎ	(自営兼業)
郡山町	Ⅰ兼農家	27.4	25.0	3.0	5.9	14.6	1.5	2.4
	Ⅱ兼農家	54.9	47.5	10.3	20.3	15.4	1.5	7.4
	兼業計	82.3	72.5	13.3	26.2	30.0	3.0	9.8
鹿児島計	Ⅰ兼農家	27.8	24.3	3.0	3.6	3.2	14.4	3.5
	Ⅱ兼農家	44.9	35.8	9.2	8.8	4.9	12.9	9.1
	兼業計	72.7	60.1	12.2	12.4	8.1	27.3	12.6

ものである。兼業農家比率は82％で県平均より10％近く高くなっている。兼業農家をⅠ兼、Ⅱ兼別にみるとⅠ兼農家27％、Ⅱ兼農家55％で、とくにⅡ兼農家比率が県平均より10％高いことが注意をひく。Ⅰ兼、Ⅱ兼農家ともにやとわれ兼業が大部分であり、そのやとわれ兼業の内容をみるとⅠ兼では人夫日雇が15％と最も多く、Ⅱ兼では恒常的賃労働20％、ついで人夫日雇15％となっている。鹿児島県平均でみると、Ⅰ兼、Ⅱ兼をつうじてやとわれ兼業のなかでは出かせぎの比率がもっとも高いのだが、郡山町はこの出かせぎ農家比率はむしろ低く、前述のように兼業農家の兼業内容が恒常的賃労働、人夫日雇主流型になっている。これは郡山町に在村のまま鹿児島市内に仕事を求める農家が最近十数年間に急増した結果であった。

(4) つぎに郡山町における耕地面積の動向をみみよう。1960年から70年の10年間に鹿児島県の耕地は全体として減少したが、郡山町の農地はこれを大きく上廻って10％減少した。とくに耕地の中で畑地の減少傾向が目立っており、その減少率は同期に40％を越えている。これは同期間の県平均の畑地減少率13％に比べていちじるしく高い。この町の農地減少、とくに畑地減少は山林転用が主で農業委員会の調査によると、1971年の農地転用面積のうち件数で84％、面積で89％が山林への転用となっている。さらに72年には、農地転用面積のうち件数で73％、面積で80％が山林転用であった。このように農地の山林転用面積が大きい理由としては、鹿児島県下でもとくに限界地的な低位生産力地域であるため耕作放棄がおこりやすかったことのほかに、稲作調整＝減反政策を契機として兼業農家や老人農家が条件の悪い耕地を転作政策にのせて転作を促進したためでもあろうと思われる。

このように郡山町の農地が年々減少していくなかで、農地流動状況はどのように進行したのであろうか。農業委員会の資料によりながら農地売買による農地移動を以下で検討しよう。

郡山町の農業委員会の資料によって、農地法3条による農地移動の概要をみたものが図1である。この年の資料から農地移動（売買）当事者の申告にもとづく農地売買の理由（とくに売り手側の売却理由）がわかる。図1では売買された農地を水田（○）と畑（□）別にわけ、それぞれの面積を注記したように3種類（大、中、小）に示した。さらに、売買理由のうち、生活資金・結婚資金・医療費関係・転出のためなどを一括して「生活資金関係」とし、●、■と表示してある。

㋐ まず農地の売り手（譲渡人）と買い手（譲受人）の間に階層性があるかどうかみよう。図1でわかるように、農地売買全般についてみると、その傾向はあまり顕著でない。すなわち、1965年1カ年に農業委員会の資料にあらわれた売買件数のうちで、両当事者の経営規模が判明している87事例についてみると、売り手の平均経営規模は56ａ、買い手のそれは57ａで、両者の間に階層性はないといってよいだろう。この売買件数のうち水田は66件でその面積は541ａで、1件当り8.2ａとなっている。畑については22件、128ａで1件当りの平均面積は5.8ａと水田よりさらに小さい。売買事例の中の最大面積は、水田で19ａ、畑で11ａにすぎず、最小面積は1ａ以下という例も珍らしくなかった。

㋑ しかし、売買事例を売り手の売却原因別に検討してみると多少異なった傾向がみえはじめる。農業委員会の資料でみると売渡原因が「生活資金関係」のためという事例が41例あるが、この当事者の平均経営規模は売り手が52ａ、買い手が61ａとなっていて、買い手の方が10ａ近く大きい。なおこの41例中、水田関係は29例でその1例当り平均面積は9.7ａであり、畑の

それは4.4 aとなっている。生活関係資金獲得がからまった農地売買のばあい、「経営規模のより小さい売り手から、より大きい層へ農地が動く傾向がある」といえそうである。この点は

図1. 郡山町の農地移動状況（1965：農地法3条，適用可能）

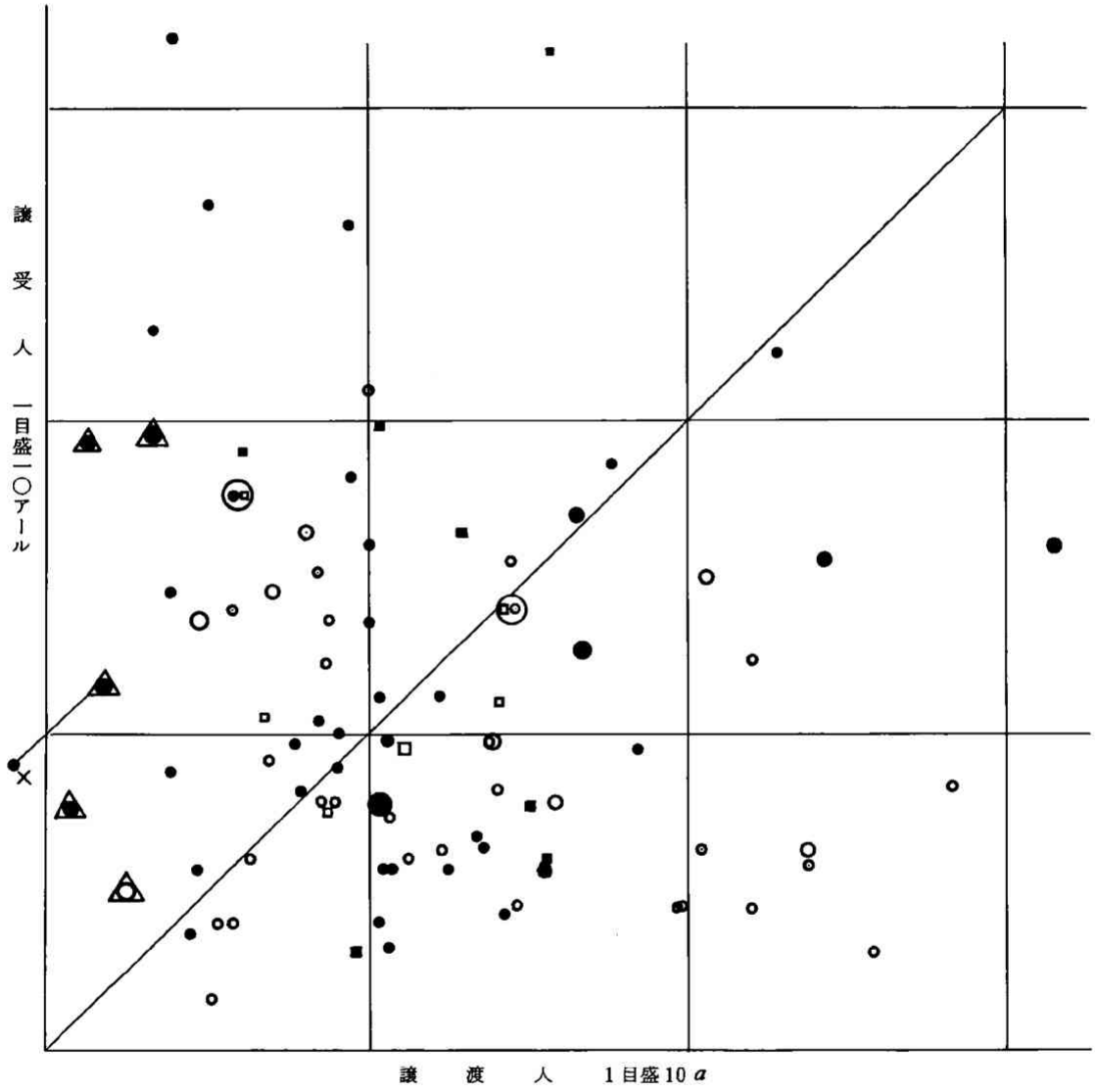

図1で45度線の左側にこの例が集中していることからも推定できる。とくに売り手が0.3ha未満の場合は、彼らの離農（村）による売却が大部分となっている。

このばあいでも上層から下層への例もかなりみられる。1.1haの売り手が0.6haの買い手に2aの水田を売った例や、1.2haの売り手が0.8haの買い手に13aの水田を40万円（聞取りによる）で売った例などがそれである。このような例はこの村での上層農に属する1ha以上層の農家経済がきわめて不安定なものであることを物語るものであろう。類例として1.5haの農家を含む1ha以上の4農家が営農資金の獲得や耕地として不便であることを理由に何れも下層農（うち2例は0.5ha未満農家）に農地を売却している例がある。

㈦ 次に労力不足や老令化を理由とする農地売買の事例をみておこう。この種の25例について、売り手の平均経営規模は55a、買い手のそれも55aと全く同じであり、売買1件当りの面積も水田7.3a、畑7.4aでほとんど同じとなっている。これは図1でみるとおり上層の農家から下層の農家へ農地が流動している例がかなりみられる。その典型的な例としては1.1haの売り手から18aの水田が60万円（聞きとりによる）で0.3haの買い手に渡った例や、1haの売り手から4aが0.3haの買い手に渡った例などをあげることができる。

つぎに72年の農地移動状況をみておこう。

この年は資料の制約で売り手側の農地売却原因がつかめないが、売買当事者間の階層性は65年に比べてかなり明瞭にでている。まず売り手側の平均経営規模43aに対して、買い手側のそれは65aであきらかな格差がみられる。農地移動の1件当りの面積も水田で9a、畑で10aであり、65年のそれより大きくなっている。この年の農地移動について、「下層の農家がより上層の農家に農地を売っている」という傾向を指摘することができよう。さらにこの年の特徴として0.3ha未満層で農地を全部売却して離農、あるいは没落する例がふえていることをあげることができる。この点は図2からも確認できる。また農地移動の1件当りの平均面積も、全部を平均してしまえば10a程度だが、個別的には数筆あつまって規模が30aをこえているような例も珍らしくなくなっている。(注)

注。(a) ある0.3ha農家は、数年にわたって経営を0.7ha程度縮小してきていたが、この分をもふくめて水田6筆0.4ha、畑6筆0.5haを全部1ha規模の農家に売却した例や、また(b)養豚経営をおこなっている0.3ha程度の農家が、3戸の農家から田11a、畑61a・計72aを買って規模拡大した例も現われてくる（売り手0.6ha農家が畑8a、0.5haの農家が畑21a、水田11a、0.9haの農家が畑40aをそれぞれ売却している）。

2. 郡山町中福良における農地移動の実態

1）中福良の農地問題の概況

調査集落の中福良は郡山町のほぼ中心部にあって、集落内を国道が貫通していて鹿児島市とのバス便も1日に十数便あり、町内ではもっとも交通の便のよい集落である。1974年過疎地対策の一環として中福良・坪久田・清和の旧3集落が合併して甲突地区となっているが、この旧中福良の総世帯数は1974年で53戸206人であり、そのうち農家は39戸151人となっている。総世帯、総人口の約4分3が農家・農家人口となっている。なおこの地区は農振地区に指定されていない。

この中福良の1945年11月から74年8月までの30年に近い間の農家数、農地面積、小作地などの推移を示したものが表5である。この表から、農

図 2.　郡山町の農地移動状況（1972，農地法第３条適用可能）

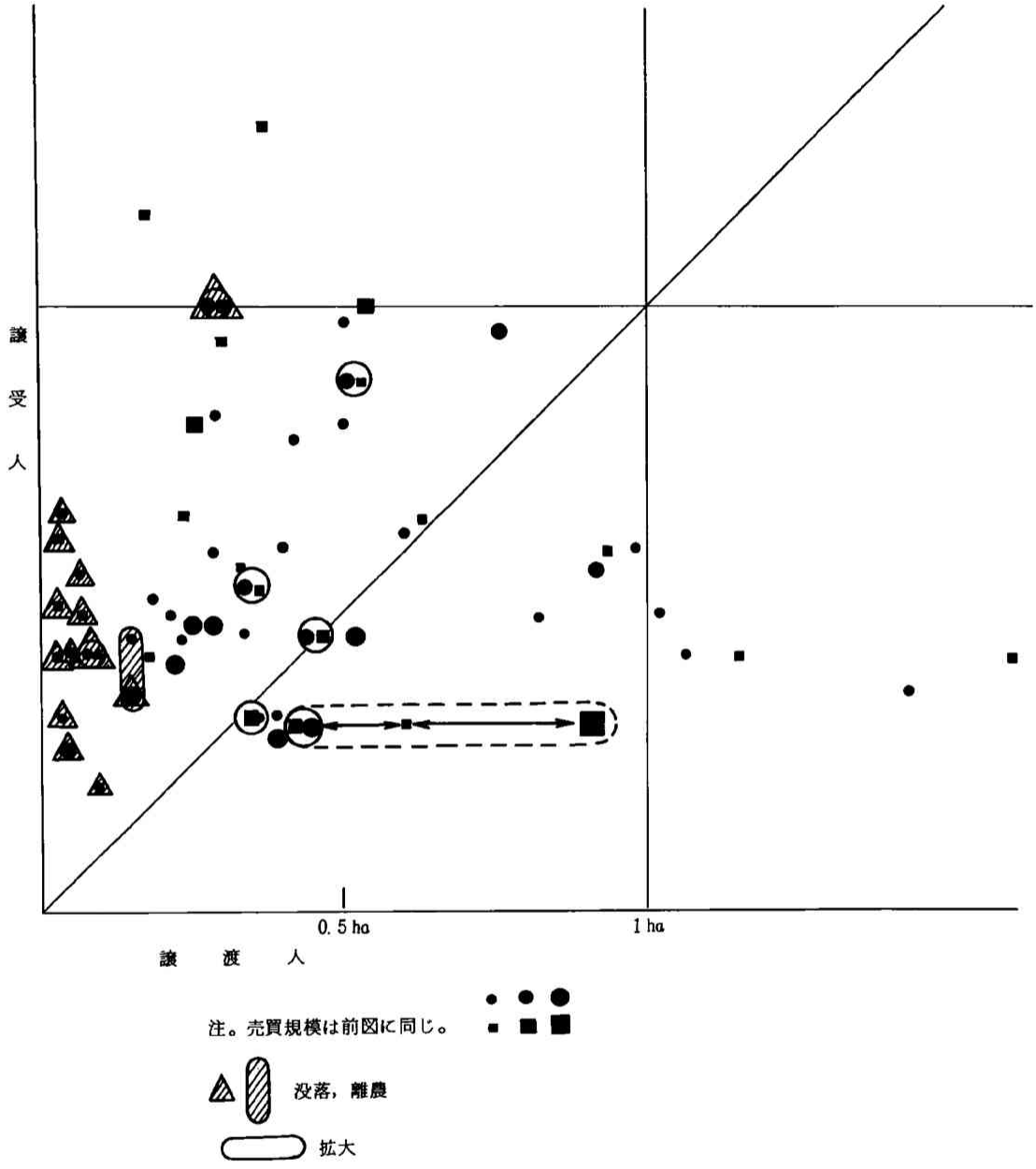

地改革をはさんだ1945年と50年、あるいは55年の数字を比較して気付くことは、小作地と貸付地面積が半減し小作地率が37％から17％に減少したことにみられる小作関係の大きい変化にも拘わらず、小作地をもつ農家比率はなお50％台と高かったことである。さらに、農地改革をはさんで１戸当り農家の平均経営規模面積や平均家族数がほとんど変らなかったことである。この変化は1960年

表5. 中福良地区の概況

（面積単位: a）

	農家数	1戸当り農家人口	耕地面積			小作地関係		貸付地		1戸当り耕地面積	1戸当り水田面積	水田率 (%)	小作地率 (%)	小作地水田率 (%)	小作農家率 (%)
			水田	畑	計	面積	戸数	面積	戸数						
1945. 11. 23	48	5.6	1,541	1,322	2,863	984	34	1,045	23	60	32	54	37	57	71
1950. 8. 1	52	5.5	1,637	1,312	2,949	513	30	501	21	57	31	56	17	18	58
1955. 8. 1	46	5.5	1,463	1,282	2,745	369	23	487	21	60	32	53	13	14	50
1974. 8. 1	37	4.0	1,044	392	1,436	86	6	202	11	39	25	73	8	8	20

注、1）農地移動調査と実態調査から。

2）74年の数は実態調査の集計数字で、農業委員会の数字とは若干異なっている。

代のいわゆる高度経済成長期に急速に進行した。中福良集落の農家数は1955年の46戸、60年の44戸から74年の37戸へ急減した。しかも74年の37戸のうち少くとも7戸は、経営規模が20a以下で農産物を全く販売しない農家とはもういえないような農家である。さらに農家の減少以上に目立つ変化は耕地面積にみられる。55年から60年にはこの地区の水田面積は約15ha、畑も13ha程度はあった。しかし1970年頃から、中福良のもっとも生産力の高い平坦部の水田が、学校敷地や進出した小企業用敷地として買収されたのを契機にして、耕地の減少が急速にすすんだ。この傾向に、70年代にすすめられた米作制限・減反政策が拍車をかけた。この結果、町農業委員会の調査によると74年8月の水田面積は9.4ha、畑面積は3.6haと、実に10数年間に3分の1以下に減少してしまったのである。前述したように畑地の耕作放棄や畑地の林地化という町内や県下全般にみられる傾向が、この地区ではより顕著に進行したとみることができよう。

2）つぎに中福良の個別農家について、戦後30年間の農地移動状況を検討してみよう。(注) すでに表5で示したように、農地改革によって中福良の農家のもつ小作地合計は984a（小作地率37%）から513a（小作地率17%）とほぼ半減したし、地区内農家のもつ貸付地も1045aから501aへと半減した。とくに水田の小作地の減少が目立ち、水田に限った小作地率は57%から18%へと大きく減少している。しかし前述したように、何らかの規模で改革後も小作地をもつ農家数は34戸から30戸へとあまり大きく減少しなかった。郡山町のように零細な在村地主が多かったところでは、在村地主の1町歩という保有制限によってかなりの小作地を残存させる結果となったのである。図3はこの点を示したものだが、同時に図3と表6から農地改革をはさんでこの地区の農家の平均経営規模はやや減少気味という程度であまり変化しなかったことがわかる。

表6は1945年から50年の第Ⅰ期、50年から55年の第Ⅱ期と、55年から74年の第Ⅲ期のそれぞれについて、この地区の農家の経営規模の変遷をみようとしたものである。

まず1期（1945～50年）について農家の経営規模変動は平均数字で60aから57aとやや減少しているが（表5）、45年当時経営規模1.0ha以上だった4戸の農家のうち3戸までが多少とも経営規模を減少させている（図3）。例えば45年に1.62haだった農家一覧表のNo.1農家は50年に1.32haになっている。同時に0.76haあった貸付地は一部解放され50年には0.39haとなった。他方No.1の小作地0.14haは、50年に0となっている。

Ⅱ期（1950～55年）についてみると農家の平均経営規模は0.57haから0.60haに増加してはいるが、

図3. 中福良集落における農地改革による農家の経営規模と小作地面積の変化

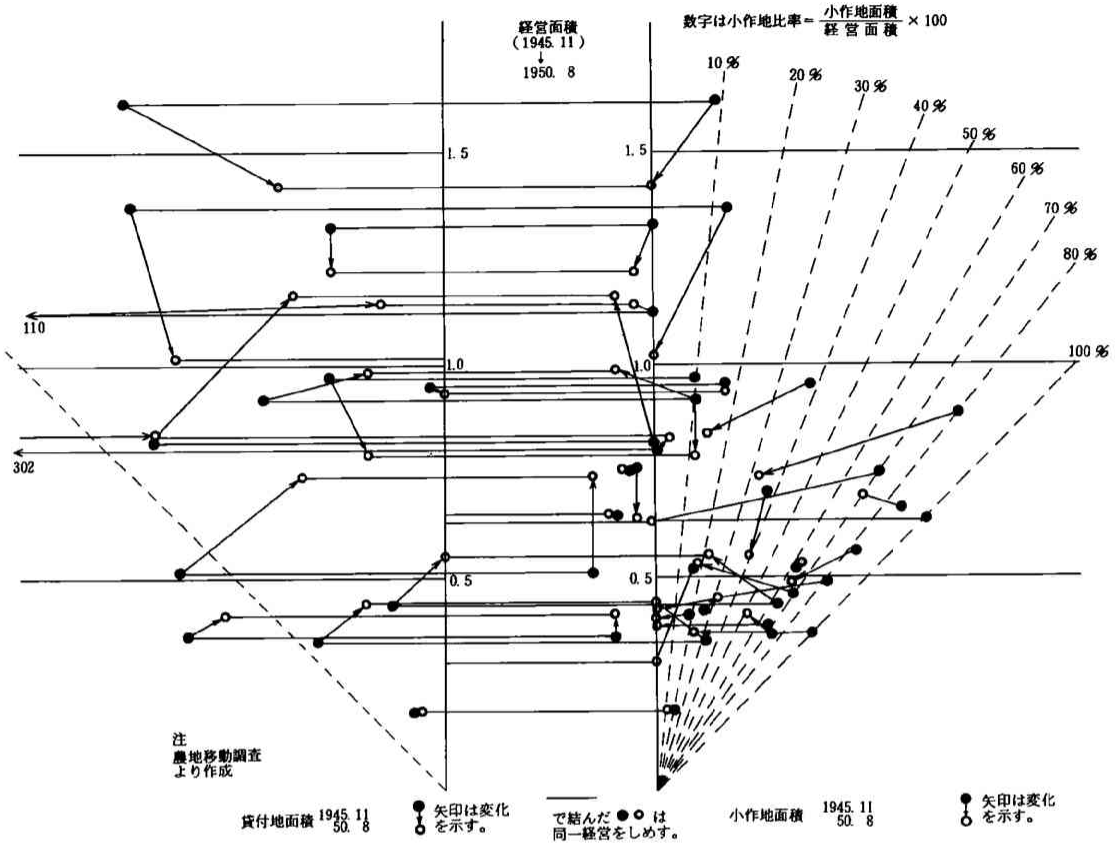

大きい変化はなかったといってよいだろう。農地法のもとで自作農中心政策が強くうち出されたこの時期に、小作地と小作関係をもつ農家数は多少減少した程度であったことに注意しておこう。

Ⅲ期（1955～74年）には農家の経営規模の変化が大きくみられる。1戸当りの平均耕地面積は60aから39aへ急減しているが（表5）、経営規模の縮小傾向は全階層の農家に及んでいる（表6および図4）。そしてこの間に小作地は370aから90aへ、貸付地が490aから200aへと減少し小作地率は8%となり、小作関係にある農家も6戸で全体の20%に減少したことにみられるとおり、小作関係のなしくずし的解消が進行したのである。

3）中福良地区内における農地移動の状況を農業委員会の資料から作成した表7で検討してみよう。利用できた1966年から73年までの農地法第3条による農地移動件数のうちから、売買当事者のどちらかに（或は両方）中福良居住者が関係している農地の売買件数は29件あった。この29件のうちで経営規模の小さい層から、より上位の階層農家への売買事例は6件、逆により下位の階層の農家への売買事例14件、ほぼ同一階層とみられるもの9件となっていて、件数からみて上位階層の売り手から下位階層の買い手への移動例が多かった。しかもこの29件の売買事例のうち、27件までがその買い手（譲受人）の経営規模が1ha未満であり、さらにそのうち17件までが実に0.5ha未満

表 6.　中福良集落農家の階層規模別年次別変遷（1945 → 50 → 55 → 74 年，図 4 参照）

1945 1.5～	1.0～1.5	0.7～1.0	0.5～0.7	0.3～0.5	～0.3	0	経営規模 1974	0	0.0～0.3	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～ 1955
							1.0～1.5						1	
							0.7～1.0						2	
							0.5～0.7			1	2	2	2	
							0.3～0.5			2	4	5		
							0 ～0.3		2	2	6			
							0			2	1			
							0							
					1		0 ～0.3		1					
			3	7			0.3～0.5		1	6	3			
		3	3	2	1		0.5～0.7			1	8			
		8	1				0.7～1.0				2	6	1	
1	3	1					1.0～1.5					1	4	
							1.5～							
							1950							

注　農地移動調査より作成

図 4.　中福良集落における農家の経営規模の変遷（1945 → 55 → 74 年）

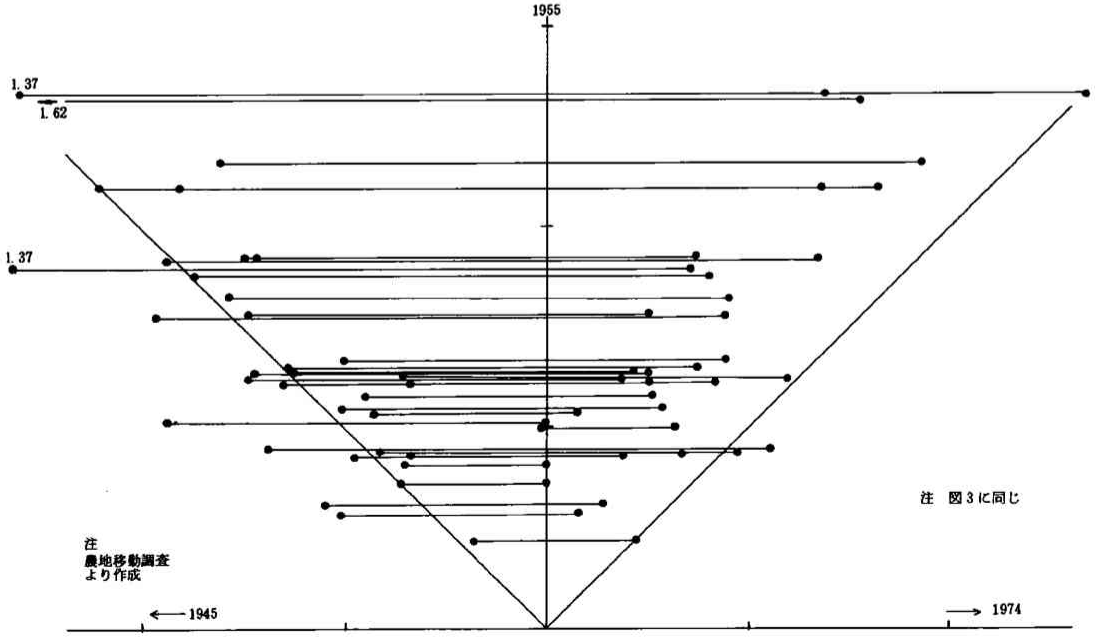

表7.　1966年から73年までの中福良地区の農地移動（農地法第3条分）

件　数

譲＼渡	不耕作	～30a	30～50	50～70	70～100	1～1.5ha	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	計
不耕作											
～30a				2	1						3
30～50		2	5		4	3					14
50～70		2		1	2	1		(14)			6
70～100		1			2	1					4
1～1.5ha					1	1					2
1.5～2											
2～2.5				(6)							
2.5～3											
3～											
計		5	5	3	10	6					29

面積（単位a）

譲＼渡	不耕作	～30a	30～50	50～70	70～100	1～1.5ha	1.5～2	2～2.5	2.5～3	3～	計
不耕作											
～30a				31	9						40
30～50		12	35		33	28					108
50～70		14		6	18	10					48
70～100		98*			5	16		(145)			119
1～1.5ha					12	33					45
1.5～2											
2～2.5											
2.5～3						(136)					
3～											
計		124	35	37	77	87					360

注。1）農業委員会資料による。

2）＊は売り手が売買時点の経営面積以外の農地（事実上貸付けに出していた農地）をも離村のため一時に売却したため、この数字がでたもの。

の農家によるものであることに注目しておこう。

売買件数29件の面積合計は360 aであり、平均1件当りの面積は12.4 aと小さい。さらに表示したように、下位階層から上位階層へ売買された面積合計は136 a、上位階層から下位へ売買された面積合計は145 aとなっており、ほぼ同一階層間で売買されたもの79 aとなっていた。なおこの下位から上位階層へ売買された農地面積合計136 aには、表7に注記したように、1972年に離村した農家が離村当時の経営面積28 aに加えて、当時労力不足などの理由から小作に出していた農地70 a・計98 aを一括売買した事例をふくんでいる。この例を除くとこの地区の1966年から73年にかけての農地移動の大部分は、上位から下位への移動と、ほぼ同一階層内の移動だったことがわかる。

つぎに農地の売買事例をみると、売り手では「生活資金のため」が第1で、ついで「労力不足、耕作不便、小作地の譲渡、相手の希望」の順である。買い手のそれは、大部分が「経営拡張」だが一部に「飯米確保、小作地取得」がみられる。

つぎに中福良の農地転用の実態を資料的に判った範囲でふれておこう。農地転用は1970年から71年にかけて2 ha余りの水田が学校敷地と小企業用敷地として買収された。前者は坪3,200円だったといわれ、地区内の最もすぐれた農地がこれによってかなり減少した。その他の大部分の農地転用は畑の山林転用である。1955年から74年迄の畑地転用件数は26件でその面積は312 aであったが、うち21件265 aは山林転用だった。この山林転用件数も、1955－59年3件、60－64年5件、65－69年6件、70－74年11件と年次を追って増加していることがわかる。山林転用の事例はすべて「不便」と「労力不足」となっているが、ほとんどいも作と一部自給作物のみに利用していた条件の悪い畑が耕境外で再度林野になっていく姿をよく表わしているといえよう。そしてこれに加えて山林転用面積の2倍以上の畑地が耕作放棄されて荒蕪地化しているのが実状であろう。

4）以下若干の事例について農地移動と農業経営の現状をみておこう。

① 農家番号1番 N・S の例。この農家は表示したように戦後ほぼ一貫して中福良でもっとも大きい農家であった。1955年当時の貸付地のうち水田23 aを1971年に、相手方が労力不足のため返還を申しでたため引上げた。また集落外の2戸の兼業農家からたのまれて1969年10 aの水田を小作料4,000円で、74年には30 aの水田を小作料8,000円で借入している。

現在の経営状況は85 aに水稲を植付けているほか、20 a余りにビニールハウス3棟でいちご栽培を手がけている。49年出荷分は2,000箱（平均1箱180円）であったという。さらに49年からシイタケ栽培も手がけはじめている。

この N・S は中福良ではほとんど唯一の農家らしい農家で、トラクター（15 HP、73年入）、田植機、稲刈機（2条刈、73年入）など一連の農機具を一応そろえていて、地区内農家の農作業（耕耘、田植、稲刈、脱穀）を受託している。なお受託料は10 a当り耕耘1万2,000円、田植・稲刈4,000円で脱穀は1俵300円であるという。この家では夫婦にあととり予定の次男の計3人が農業に従事しており、自作地を2 ha程度に拡大するとともに他農家の作業受託を拡げたいとしている。この農家は中福良における唯一の耕種部門での規模拡大指向型経営で「場所と地価にもよるが農地は買わないで小作で拡大していく」方針であるという。

② 農家番号2番 C・T の例。この農家は45年には経営耕地37 a、貸付地74 aをもつこの集落での上層農家だった。しかし50年102 a、55年90 aと経営規模を縮小し74年には30 aとなり、事実上

中福良集落農家一覧表

農家番号	1945年（昭和20年）11月23日				1950年（昭和25年）8月1日				1955年（昭和30年）8月1日				1974年（昭和49年）8月1日			
	経営農地	自作地	小作地	貸付地	経営農地	自作地	小作地	貸付地	経営農地	自作地	小作地	貸付地	経営農地	自作地	小作地	貸付地
1	162(81)	148(67)	14(13)	76(43)	132(79)	132(79)	0	39(10)	132(68)	126(62)	6(6)	41(23)	142(100)	110(70)	30(30)	—
2	137(80)	120(80)	17(0)	74(25)	102(51)	102(51)	0	64(28)	90(41)	90(41)	—	76(38)	35(20)	35(20)	—	38(0)
3	133(77)	133(77)	—	27(27)	122(77)	122(77)	0	27(27)	130(77)	130(77)	—	27(27)	69(57)	69(57)	—	20(20)
4	112(66)	112(66)	—	110(67)	115(69)	115(69)	0	14(14)	110(75)	110(75)	—	19(8)	68(57)	68(57)	—	—
5	97(41)	89(33)	9(9)	27(0)	79(33)	70(25)	9(9)	18(8)	78(41)	78(41)	—	18(0)	44(22)	44(22)	—	16(16)
6	95(50)	59(26)	36(25)	—	84(50)	72(38)	12(12)	—	91(38)	66(26)	25(12)	—	67(41)	53(29)	14(12)	—
7	95(39)	78(23)	16(16)	4(0)	94(38)	78(23)	16(16)	—	51(20)	42(11)	9(9)	8(8)	——— 欠 ———			
8	92(54)	82(44)	10(10)	43(21)	99(63)	99(63)	—	17(0)	110(63)	110(63)	—	16(10)	82(40)	82(40)	—	—
9	88(45)	18(0)	71(45)	—	74(33)	51(16)	24(17)	—	88(33)	83(28)	5(5)	—	40(23)	40(23)	—	—
10	82(45)	82(45)	—	69(48)	116(63)	116(63)	—	36(31)	116(63)	116(63)	—	31(31)	93(57)	92(57)	—	—
11	80(56)	80(56)	—	302(187)	83(57)	80(57)	3(0)	69(67)	83(57)	80(57)	3(0)	69(67)	45(42)	45(42)	—	10(10)
12	77(38)	77(38)	—	—	64(29)	64(29)	—	—	64(29)	64 29	—	—	25(25)	18(18)	7(7)	—
13	76(35)	76(35)	—	4(4)	76(35)	76(35)	—	—	92(35)	84(35)	9(0)	—	37(26)	37(26)	—	18(0)
14	75(51)	22(11)	53(40)	—	63(39)	63(39)	—	—	63(39)	63 39	—	—	18(14)	18(14)	—	—
15	71(54)	5(5)	66(50)	—	77(44)	40(14)	37(31)	—	78(44)	40(14)	38(31)	—	25(25)	13(13)	12(12)	—
16	70(26)	44(8)	26(18)	—	55(19)	33(5)	22(14)	11(3)	45(19)	23(5)	22(14)	21(3)	55(25)	33(10)	22(14)	—
17	66(34)	8(5)	58(29)	—	69(34)	19(17)	49(17)	—	61(34)	27(25)	33(9)	—	25(25)	25(25)	—	—
18	65(31)	65(31)	—	2(0)	65(31)	65(31)	—	2(0)	65(31)	65(31)	—	2(0)	37(30)	37(30)	—	2(2)
19	64(45)	—	64(45)	—	64(45)	64(45)	—	—	64(45)	64(45)	—	—	21(21)	21(21)	—	—
20	56(19)	9(0)	47(19)	—	49(22)	17(5)	32(17)	9(9)	31(13)	—	31(13)	—	13(13)	—	13(13)	—
21	52(32)	43(23)	9(9)	—	30(10)	30(10)	—	—	29(10)	29(10)	—	—	7(7)	7(7)	—	—
22	52(31)	19(9)	33(22)	—	54(34)	20(10)	34(24)	—	55(34)	39(27)	16(7)	—	28(17)	28(17)	—	—
23	51(23)	51(23)	—	63(46)	74(35)	74(35)	—	34(27)	67(39)	67(39)	—	30(23)	44(28)	44(28)	—	18(18)
24	49(38)	9(0)	40(38)	—	43(31)	43(31)	—	—	43(31)	43(31)	—	—	18(8)	18(8)	—	—
25	46(25)	14(6)	32(19)	—	53(35)	43(25)	10(10)	—	58(35)	48(25)	10(10)	—	26(11)	26(11)	—	—
26	44(26)	15(9)	28(16)	12(12)	55(37)	43(37)	12(0)	—	54(37)	54(37)	—	—	7(7)	7(7)	—	10(10)
27	42(25)	31(18)	11(7)	—	45(25)	31(18)	14(7)	—	←——— ? ———→				47(30)	47(30)	—	6(6)
28	39(13)	13(13)	26(0)	—	39(13)	39(13)	—	—	65(28)	43(13)	23(15)	—	41(31)	41(31)	—	—
29	37(16)		37(16)	—	37(16)	28(16)	8(0)	—	37(16)	28(16)	8(0)	—	—	—	—	—
30	36(22)	8(8)	27(13)	—	41(28)	21(15)	21(13)	—	41(24)	21(15)	20(9)	—	—	—	—	—
31	35(24)	24(24)	11(0)	30(0)	44(38)	44(38)	—	19(19)	43(32)	43(32)	—	18(0)	32(32)	32(32)	—	17(17)
32	19(15)	15(15)	4(0)	7(7)	19(15)	16(15)	3(0)	7(7)	23(15)	16(15)	7(0)	7(7)	21(20)	21(20)	—	—
33	1(0)	1(0)		34(0)	57(34)	49(26)	8(8)	10(10)	51(34)	43(26)	8(8)	16(0)	31(26)	31(26)	—	—
34	36(22)	36(22)	—	61(53)	41(33)	41(33)	—	53(43)	61(45)	61(45)	—	31(31)	59(44)	59(44)	—	17(0)
35	41(16)	35(16)	7(0)	—	40(16)	40(16)	—		← 非 農 業 →				11(10)	11(10)	—	—
36	な し				21(8)	21(8)	—	—	—	—	—	—	20(20)	20(20)	—	—

経営をやめた農家である。聞取りによるこの家の農地移動は次のとおりであった。

1955年田16ａ15万円（№28農家へ）、58年田８ａ12万円、61年田４ａ６万円（№35農家へ）、70年田17ａ約160万（小学校用地・坪3,200円）、74年田３ａ45万円（坪5,000円）と、この家は20年余りの間に約48ａの水田を売り渡し、約0.5haの畑を山林に変え、10ａの畑を荒らしたままとし、残り20ａの水田を現在では耕耘・運搬・脱穀作業だけ３万円で請負に出し、他の作業は自分でやっているという。

この家の農地売却の理由は一貫して子弟の教育

費のためであった。他出している5人の息子のうち4名は大学卒であり、1952年に夫と死別していたため、大学の学資を支弁するため農地を切り売りしたという。「少しばかりの田畑を子供に分けてもそれで食べていくことはできない。子供の将来を考えたら田地を売って教育費に使った方がよいと思った」というのである。経営縮小型の一典型がここにみられる。

5）すでにのべたように、中福良の農家の大部分は事実上経営縮小か、せいぜい現状維持の状況にある。しかし聞きとることができた36戸の農家の中で、なお規模拡大の意向をもつ農家が、前述の農家番号1をふくめて5戸ある。そのうち農家番号10は、乳牛を10頭飼っており耕地のほとんどを飼料作に利用しており、現在は借地による飼料基盤の拡充に意欲的である。農家番号11は、ブロイラーを年々10万羽余り出荷しており、農地の買入れは「鶏舎用に必要なときだけ考える」が「ブロイラーの規模はせめて倍にしたい」という点で規模拡大指向型である。これらをふくむ規模拡大に意欲をしめす農家に共通する点は、現在の経営規模の大小にかかわらず、世帯主が30才台かあとつぎ、或はあとつぎ予定者がいることである。

「当面現状維持」を希望している農家は26戸である。彼らにほぼ共通する言い分は、「農業の1日分の報酬より日雇の方がはるかに得だし、その機会も鹿児島へ行けばある」「月々定まった収入がほしい。農業は労働を投下する割には収益が少ない」「規模拡大したくても労働力が全く不足している。飯米だけはしかし確保したい」などである。現状維持を希望する農家の中には老人農家が多くみられることも特徴的である。この地区では世帯主60才以上という農家は15戸あって半数に近い。そしてこのうち半数近い7戸が、かつて恒常的賃労者だった定年退職者であって、現在は年金によって生活費の基本部分はえているという層であった。この層をふくめて兼業農家の大部分が、農家経済の中心を農外所得に依存していて、農業は自家飯米と野菜その他自家用消費と一部親類の消費をまかなえればそれで十分なのだという態度なのである。

経営の縮小を志向している農家は5戸ある。その理由は全部「老令化したため」であった。しかし経営縮小の方法として彼らは農地の売却を考えているわけではない。「売ってしまったらそれまでだ。先祖代々の畑を売っては申訳がたたないから、農地は貸すことにしたい。いづれ息子たちが帰ってくるかもしれないのだから」。したがって彼らのばあい、畑地の山林転用に積極的である。「山に一度しておけば、多少年をとっても見廻りはできるし、子供たちに何がしの財産が残せる。畑のまま荒しておいても何もならぬ」。とはいえ老令化してしまった農民にとってまとまった畑の山林転用は容易な事ではない。そのため畑の耕作放棄が一般化している。

注。この報告作成にあたっては、1970年鹿大農学部卒業・東修三郎君の卒論「中福良部落における農地移動と経営内容の変遷」の一部を参考にした。記して同君に感謝する。

（鹿児島大学農学部教授）